

一 般 競 争 入 札 公 告

電力需給契約の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和7年5月9日

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部長 佐々木 昭吉



1. 競争に付する事項

- 1) 件 名：本所 電力需給契約
- 2) 仕 様 等：仕様書のとおり

2. 入札方法

- 1) 入札当日参加者名簿に会社名、出席者名（代理可）を必ず記入すること。
- 2) 入札書は原則として封書にて提出すること。
- 3) 入札する額は、基本料金として契約電力に対する 1kW あたりの単価（小数点第 2 位までとし、供給期間において単一のものとする）及び使用電力量に対する 1kWh あたりの単価（小数点第 2 位までとし、同一月において単一のものとする）を根拠とし、仕様書で定める契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した契約期間における総価（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）とする。なお、契約については、内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。
- 4) 3) における単価のほか、総額の算出に係る時間帯区分等については入札参加者において設定することができるものとする。なお、仕様書（別紙）に定める時間帯区分と相違がある場合には、「質問書」において設定する時間帯区分の予定使用電力量の問い合わせを行うこと。
- 5) 入札金額の算定にあたっては、力率は 100%とし、燃料費等調整額及び国の定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- 6) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7) 入札は、当研究所の予定価格に達するまで 3 回を限度として行う。提出する書類は入札書及び内訳書とする。
- 8) 2 回目の入札に付し落札者がいない場合において、1 者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は 1 者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の入札は行わずに、その 1 者との随意契約により契約を締結する。
- 9) 3 回目の入札に付し落札者がいない場合は、最低入札価格提示者と随意契約により契約を締結する。
- 10) 第 1 回目のみ入札書を郵送（書留扱いに限る）により提出することができる。この場合は令和 7 年 6 月 18 日（水）17 時までに総務部総務課契約係に到着することを要し、封皮には「令和 7 年 6 月 19 日（木）執行 本所 電力需給契約入札書」と明記すること。

3. 入札に参加する者に必要な資格

- 1) 入札に参加を希望する者は、以下のいずれかの参加資格を有することを証明する書類を令和 7 年 6 月 10 日（火）17 時までに提出すること。なお、当該参加資格を申請中の場合は、申請中であることを証明する書類を提出することとし、入札の日時までに参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
 - (1) 国の競争参加資格「全省庁統一資格」において物品の販売の認定を受けた者。
 - (2) 自治体の行政機関において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
- 2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 3) 入札に参加を希望する者は、本入札の公告日から開札の時までの間に、国又は自治体の行政機関において指名停止の措置を受けていないこと。

4. 交付期間

交付の日から令和 7 年 6 月 9 日（月） 17 時まで

5. 入札・開札の日時及び場所

令和 7 年 6 月 19 日（木） 13 時 30 分

公益財団法人環境科学技術研究所 本館 1F セミナー室

上記日時に遅れたときは、入札に参加することができない。

6. 契約条項及び仕様書を示す場所

〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前 1 番 7

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部総務課契約係 山本 良亜樹（仕様書及び電力需給契約書を配付します）

7. その他

別紙のとおり

補 足 説 明 事 項

- 1) 契約書作成の要否
不要
- 2) 入札の無効
 - (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - (2) その他入札条件に違反した入札
- 3) 契約手続きについて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 4) 入札者に求められた義務
入札者が作成した書類等は当研究所において審査し、採用し得ると判断した場合の入札書のみを入札の対象とする。また、提出した資料について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- 5) 落札者の決定方法
本仕様書を満足できると判断した場合の入札書のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きによる抽選により落札者を決定する。入札は、契約の申込として取り扱う。
- 6) 入札保証金及び契約保証金
免除する
- 7) 支払条件
 - (1) 受注者は、原則として翌月 1 日に使用電力量計により計量し、月ごとに電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という）を請求書により当研究所へ請求すること。
 - (2) 前号の電気料金は、契約電力に応じた基本料金、当該月中に使用した使用電力量に応じた電力量料金（燃料費等調整を行う場合は、燃料費等調整額を加え、又は差し引いて得た額）及び国の定める再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とし、円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。
 - (3) 前号の燃料費等調整額は、青森県を供給区域とする旧一般電気事業者が定める算式によって算定された額を超えない範囲とすること。
 - (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、青森県を供給区域とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件によること。
- 8) 必要書類
入札には以下の書類を持参すること。
 - (1) 入札書：3 枚
 - (2) 内訳書：3 枚
 - (3) 見積書：複数枚
(減額交渉時に金額を記入のうえ提出すること。)
 - (4) 質問書：原本
 - (5) 委任状、その他これに準ずる書類：代理人（随意契約の権限も有すること）をもって入札する場合に提出すること。
- 9) 現場説明
無し
- 10) 質問書
 - (1) 提出期限：令和 7 年 6 月 10 日(火)：12 時まで
入札に参加を希望する者は、質問の有無に関わらず、電子メールにて質問書を提出すること。
 - (2) 回 答：令和 7 年 6 月 12 日(木)13 時～17 時
質問があった場合、上述の時間内に電子メールにて回答する。なお、回答は入札に参加を希望する者全てに一斉送信する。
 - (3) 質問書の提出先
総務部総務課契約係 山本 良亜樹
E-Mail ies_keiyaku@ies.or.jp
T E L 0175-71-1215 (直通)
- 11) その他
 - (1) 入札申込者心得書のとおり。
 - (2) 電気供給開始日の前日までに必要な通信設備等の切換えを行うこと。なお、切換え作業等に係る費用は受注者の負担とする。
 - (3) 契約名称、契約締結日、契約相手の商号又は名称・住所、契約金額を当研究所ホームページに掲載する場合がある。

入 札 書

件 名：本所 電力需給契約

金 額：	円
消費税：	円
合 計：	円

上記金額により契約条項を承認のうえ入札致します。

令和 年 月 日

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所
会社名
代表者
代理人

印
印

内訳書

○基本料金

期 間	契約電力	単 価	力率割引	計①
令和7年10月～令和9年3月	1, 100kW		15. 00%	

○電力量料金

年月	料金区分	予定使用電力量	単価	計
令和7年10月				
令和7年11月				
令和7年12月				
令和8年 1月				
令和8年 2月				
令和8年 3月				
令和8年 4月				
令和8年 5月				
令和8年 6月				
令和8年 7月				
令和8年 8月				
令和8年 9月				
令和8年10月				
令和8年11月				
令和8年12月				
令和9年 1月				
令和9年 2月				
令和9年 3月				
計②				

(税込合計 円) ③
(①+②) 1円未満切捨

(消費税 円) ④
(③×10/110) 1円未満切捨

【入札額】 円
(③-④)

住 所
会社名
代表者
代理人

印
印

※太枠の欄に必要事項を入力してください。各単価は小数点第二位まで入力可能です（料金が自動計算されます）。
※料金区分を設定する場合はその名称を入力してください。
※当様式は適宜変更して使用してください。

見積書（本所 電力需給契約）

○基本料金

期 間	契約電力	単 価	力率割引	計①
令和7年10月～令和9年3月	1, 100kW	円	15. 00%	円

○電力量料金

年月	料金区分	予定使用電力量	単価	計
令和7年10月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和7年11月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和7年12月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和8年 1月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和8年 2月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和8年 3月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和8年 4月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和8年 5月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和8年 6月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和8年 7月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和8年 8月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和8年 9月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和8年10月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和8年11月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和8年12月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和9年 1月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和9年 2月		kWh	円	円
		kWh	円	円
令和9年 3月		kWh	円	円
		kWh	円	円
計②				円

(税込合計 円) ③
(①+②) 1円未満切捨

(消費税 円) ④
(③×10/110) 1円未満切捨

【見積額】 円
(③-④)

住 所
会社名
代表者
代理人

印
印

※太枠の欄に必要事項を入力してください。各単価は小数点第二位まで入力可能です（料金が自動計算されます）。
※料金区分を設定する場合はその名称を入力してください。
※当様式は適宜変更して使用してください。

令和 年 月 日

質 問 書

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所
会社名
代表者

印

入札件名：本所 電力需給契約

【質問事項】

.

令和 年 月 日

委 任 状

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所
会社名
代表者

印

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

受 任 者 住所
 所属
 氏名

委任事項 以下の入札並びに見積に関する一切の事項
 ・ 本所 電力需給契約

受任者使用印鑑



本所 電力需給契約

仕様書

公益財団法人 環境科学技術研究所

1. 概要

本仕様書は、公益財団法人 環境科学技術研究所（以下「当研究所」という。）
本所 電力需給契約に関するものである。

本契約は、当研究所における研究業務を遂行するために重要な各施設で使用する電力を特高受変電設備で安定的に一括需給することを目的とする。

2. 契約期間

令和 7 年 10 月 1 日 0 : 00 ～ 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00

3. 需要場所

公益財団法人 環境科学技術研究所 本所 特高受変電設備
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前 1 番 7

4. 契約内容

(1) 供給電気方式、受電電圧（標準電圧）、標準周波数及び受電方式

- ①供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- ②受電電圧 60,000 ボルト
- ③標準周波数 50Hz
- ④受電方式 本線

(2) 契約電力及び予定使用電力量

①契約電力 1,100kW

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大需要電力（30 分単位の平均電力）をいい、計量器により計測された値が原則としてこれを超えないものとする。

②予定使用電力量 6,335,400kWh（18 ヶ月間）

予定使用電力量の内訳は別紙のとおりである。ただし、数量はあくまで予定使用電力量であり、使用電力量に増減が生じた場合でも意義を申し立てないこと。

(3) 電力量等の検針

自動検針装置 あり

電力会社の検針方法 自動検針

計量器構成 計器定数 1,000

パルス定数 50,000

(4) 需給地点

環境科学線と当研究所の敷地境界が交わる点とする。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じである。

- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じである。

5. 特記事項

- (1) 力率は、契約期間中 100%を保持する予定である。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、青森県を供給区域とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。
- (4) 当研究所はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に定める特定事業者に指定されており、受注者は二酸化炭素排出係数等環境への負荷の低減に関する取組を推進していることが望ましい。

6. その他

業務遂行に必要で本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、当研究所と受注者間で協議し、合意のもとに実施するものとする。

以上

予定使用電力量
令和7年10月～令和9年3月

年月	予定最大需要電力 (kW)	予 定 使 用 電 力 量 (kWh)				
		ピーク時間	昼間時間 (夏季)	昼間時間 (その他季)	夜間時間	計
令和7年10月	900	－	－	184,700	170,900	355,600
令和7年11月	800	－	－	171,400	157,500	328,900
令和7年12月	900	－	－	201,300	192,000	393,300
令和8年1月	900	－	－	176,500	206,700	383,200
令和8年2月	800	－	－	181,800	174,300	356,100
令和8年3月	800	－	－	162,100	150,900	313,000
令和8年4月	800	－	－	129,600	121,900	251,500
令和8年5月	800	－	－	135,500	156,500	292,000
令和8年6月	900	－	－	194,600	161,100	355,700
令和8年7月	1,000	52,300	167,800	－	181,900	402,000
令和8年8月	1,000	53,300	173,700	－	179,900	406,900
令和8年9月	1,100	45,400	147,900	－	173,800	367,100
令和8年10月	900	－	－	184,700	170,900	355,600
令和8年11月	800	－	－	171,400	157,500	328,900
令和8年12月	900	－	－	201,300	192,000	393,300
令和9年1月	900	－	－	176,500	206,700	383,200
令和9年2月	800	－	－	181,800	174,300	356,100
令和9年3月	800	－	－	162,100	150,900	313,000
合計		151,000	489,400	2,615,300	3,079,700	6,335,400

※表の時間帯区分は実績に基づく1例であり、表と異なる時間帯区分の契約は可とする。

○時間帯区分等の説明

- ・「夏季」は、7月1日から9月30日までの期間、「その他季」は、「夏季」以外の期間をいう。
- ・「ピーク時間」は、夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。ただし、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する日（以下「休日」という）の該当する時間を除く。
- ・「昼間時間」は、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、ピーク時間及び休日の該当する時間を除く。
- ・「夜間時間」は、ピーク時間及び昼間時間以外の時間をいう。